

タイにおける金銭の納付を求める 行政命令の執行

2022年8月

Nuttaros Tangprasitti / Malinee Kriengkraipikorn / 松永徳宏

タイにおける金銭の納付を求める行政命令の執行

近年、タイにおいて、行政法違反に対する制裁に関する執行方法に変更があった。従来は刑事罰であり、違反者には前科がついたのに対して、変更後は、金銭（課徴金）の納付を求める行政命令、又は作為若しくは不作為を求める行政命令（命令の名宛人がこれに従わない場合には更に制裁金が課される。）がなされることとなっている。

本稿は、仏暦2539年（1996年）行政手続法（その後改正を含む。以下「行政手続法」という。）に基づく金銭の納付を求める行政命令及び当該納付を強制するための行政執行手続について概説する。2019年5月27日に官報に掲載され、2019年5月28日に施行された改正行政手続法では、金銭の納付を求める行政命令の効率的な執行のための2つの執行方法が定められている。行政命令が発せられた根拠法令において、行政手続法で定められた執行方法よりも非効率的な執行方法しか定められていないときは、行政庁は、行政手続法で定められた執行方法をとることができることとされている。

なお、**金銭の納付を求める行政命令**とは、根拠法令に基づいて命令を発する権限を有する行政官が行った行政命令であって関係政府機関に対する金銭の納付を求めるものをいい、租税、公課、課徴金、過料、賦課金、補償金又はその他の金銭的義務等がある。

行政手続法に基づく金銭の納付を求める行政命令の執行方法

金銭の納付を求める行政命令には、2種類の執行方法がある（但し、当該命令の執行を求める訴えが裁判所に提起されて金銭の納付を命ずる裁判がなされていないことを前提とする。）。

執行官による執行。行政手続法第63/15条から第63/19条までに基づいて、金銭の納付を求める確定した行政命令を発した政府機関は、当該政府機関自らが命令を執行したか否かにかかわらず、執行の対象となる財産に対して管轄権を有する民事裁判所に一方的な申立てを行うことができる。裁判所は、当該命令が確定したものと認められる場合は、執行令状及び法務省執行局を執行官に任命する命令を出すものとされている。この場合、当該政府機関は、判決債権者とみなされる。

当該命令を発した政府機関が行う執行。行政手続法第63/1条から第63/14条までに基づいて、金銭の納付を求める行政命令を発した政府機関は、当該命令に係る納付金の納付期限が到来し、かつ、7日以上 の所定の期間内に納付することを求める（納付がなされない場合には、行政官に、当該者の財産を差し押さえて競売に付すことにより行政執行を実施する権限が与えられる）旨の追加の書面による警告がなされたにもかかわらず、当該期間内に全額の納付がなされない場合には、強制的に金銭を徴収する行政執

行を自ら実施することができる。当該措置を実施するためには、当該命令が確定している必要はなく、当該命令の有効性又は正当性について行政不服審判又は訴訟手続が進行中である場合もあり得る。但し、金銭の納付を求める行政命令を発した行政官、不服申立てを審理する権限を有する者又は当該命令の正当性を審理し判断する権限を有する者が執行停止を命じた場合は、この限りではない。

2022年4月22日、行政手続法第63/12条に基づいて定められた、財産の差押え及び競売による売却並びに執行に関する裁判所の権限の政府機関の長への付与に関する手続を定める省令が政府官報に公告された。これにより、裁判所の命令を事前に得ることなく、命令を発した政府機関自らが、財産の差押え及び競売による売却を実行することが可能となった。

金銭の納付を求める行政命令に基づく執行の時効期間

金銭の納付を求める行政命令の執行において、財産の差押えを行う期限は、当該行政命令が確定した日から10年とされている。

金銭の納付を求める行政命令は刑事罰に当たらないため、当該命令の名宛人である個人の死亡又は当該命令の名宛人である法人の解散、承継若しくは合併により当然に執行が効力を失うことにはならない。その場合、執行処分は、相続人、遺産管理人、清算人又は事業を承継した法人に通知されることになる。

金銭の納付を求める行政命令及び行政執行に対する不服申立て

金銭の納付を求める行政命令又は行政執行を受けた者は、当該決定又は執行に対して不服申立てを行うことができる。なお、不服申立ての期間は当該決定の根拠法令によって異なる。

本稿はリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿またはその他の法分野に関する質問は、西村あさひ法律事務所バンコクオフィスまでご連絡ください。

西村あさひ法律事務所

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー
〒100-8124

Tel: 03-6250-6200

www.nishimura.com